

総合体育館周辺エリア未来ビジョン検討会議設置要綱

(設置)

第1条 北公園・県立プール跡地をはじめとする総合体育館周辺エリアの、将来にわたる活用方針の検討に当たり、市民、学識経験者等の意見を聴くため、総合体育館周辺エリア未来ビジョン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子育て関係者
- (3) スポーツ関係者
- (4) 経済関係者
- (5) 公民館長
- (6) 一般公募

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は検討会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、市長が招集する。

2 必要があると認めるときは、検討会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行する。